

令和 4 年 9 月 1 日

出雲市長 様

令和4年度 中小企業者等デジタル化促進支援事業補助金 交付申請書

出雲市中小企業者等デジタル化促進支援補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

申請者情報	事業所名	出雲屋		代表者職名・氏名	代表 出雲太郎（押印不要）								
	住所	〒	6	9	3	-	8	5	3	0	日中連絡可能 電話番号	0853-21-6541	法人ならば、法人の住所、個人事業主ならば、個人の住所を記載してください。
		メールアドレス	izumoya@city.izumo.shimane.jp										
	補助事業の実施場所	<input type="checkbox"/> 同上	〒	6	9	3	-	0	0	0	1	補助事業の実施場所（店舗や事業者の住所）を記載	出雲市今市町1111番地
	店舗名	出雲屋		担当者氏名	出雲花子								
	業種	小売		業	資本金	0		円	従業員数	3		人	
	受給した給付金（該当に☑）	<input checked="" type="checkbox"/> 事業復活支援金 <input type="checkbox"/> 島根県飲食店等事業継続特別給付金 <input type="checkbox"/> 島根県中小企業等事業継続特別給付金 <input type="checkbox"/> 出雲市中 <input type="checkbox"/> 島根県飲食店等事業継続特別給付金 <input type="checkbox"/> 出雲市中 <small>令和3年度から令和4年度までの期間に限り、複数該当している場合は、1つにチェック（☑を入れた給付金の決定通知書の写しを提出）</small>											
売上減少要件（該当に☑）	<input type="checkbox"/> 令和3年1月から申請前月までの1月の売上が、対前年または対前々年の同月の売上と比較して、10%以上減少している <input type="checkbox"/> 創業から3ヶ月以上1年未満で、任意の1月の売上がその前月以前の1月の売上と比較して10%以上減少している												

補助金の交付申請額	デジタル化システム導入(A)	500,000	円	+	デジタルプロモーション(B)	133,000	円	=	合計 (A) + (B)	633,000	円
	別紙2経費明細表の補助金交付申請額(B)の金額を記入										

添付書類	名称	☑ 欄	提出区分
	補助事業計画書	☑	別紙2経費明細表の補助金交付申請額(A)の金額を記入
	経費明細書	☑	
	見積書	☑	必須
	仕様書	☑	必須
	各種給付金の給付決定通知書	☑	必須
	市税の滞納のない証明	☑	必須
	確定申告書類等又は決算書	☑	必須
	一社契約理由書	☑	必要に応じて提出
	債権者登録申請書	☑	必須
	補助金振込を希望する通帳の写し	☑	必須

市役所使用欄
 提出時に確認し、全てにチェック

(裏面)

私は、「出雲市中小企業者等デジタル化促進支援事業補助金」(以下「補助金」という)の交付申請をするにあたり、下記の内容について、誓約します。

補助金支払後、申請内容や補助事業の実施内容に虚偽や不正等が発覚した場合は、補助金を返還します。

内容をよく確認した
うえで、全てに
チェック

NO	約項目	☑欄
1	申請に際しては、補助金申請の手引きをよく読み、制度の趣旨や手続き内容を理解しました。	☑
2	補助事業については、市が指定する期日までに完了し、完了後20日以内に実績報告書を提出します。	☑
3	補助金交付決定後に、事業の内容や経費を変更しようとするときは、補助事業等計画・中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を提出します。	☑
4	補助対象経費の発注先は、次に定める密接な関係にないものです。 ①三親等以内の親族 ②同居の親族 ③出資額50%を超えるいわゆる親子会社	☑
5	補助事業と同一の事業において、他の助成制度による財政的支援を受けていません。 また、今後財政的支援を受ける見込みのある事業もありません。	☑
6	経費の支払いは、現金又は口座振込みのみとし、クレジットカード・仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)特典ポイント・金券・商品券(プレミアム付商品券を含む)等では支払いません。	☑
7	経費の支払いについては、手引きを確認し、契約書、請求書、納品書、領収書を準備します。	☑
8	出雲市暴力団排除条例(平成23年出雲市条例第155号)第2条第2号に規定する暴力団員ではありません。	☑
9	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業を現在実施していません。 また、補助事業で実施する予定もありません。	☑
10	補助金の収支に関する帳簿、領収書等関係書類等を補助金の交付を受けた年度終了後5年間(令和10年3月31日まで)保管します。	☑
11	補助金に関し、出雲市から調査・検査・報告等の求めがあった場合は、速やかに且つ誠実にこれに応じます。	☑
12	補助金交付要綱及びその他関係法令に規定される事項を遵守します。	☑
13	提出書類の内容に虚偽はなく、その他不正な手段による申請ではありません。また、補助金受給後、虚偽・不正等があり、交付決定の取消事由に該当した時は、出雲市に対して補助金を返還します。	☑